

## 北いわて広域観光推進業務

### 企画コンペ実施要領

平成 30 年 6 月

岩 手 県



この「企画コンペ実施要領」（以下、「実施要領」という。）は、岩手県（以下、「県」という。）が実施する「北いわて広域観光推進業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものです。

## 1 本業務の概要

### (1) 業務件名及び数量

「北いわて広域観光推進業務」一式

### (2) 委託期間

委託契約締結の日から平成 30 年 12 月 28 日まで

### (3) 募集する企画提案の内容

資料 2 「業務仕様書」のとおり

### (4) 委託予定額

1, 987千円 以内 (税込)

## 2 参加者の資格要件等

参加者は、以下に掲げる企画コンペ参加資格（以下「参加資格」という。）の要件を全て満たしている者であり、かつ、県から参加資格の確認を受けた者とします。

なお、複数の者による共同提案も認めますが、その場合、代表者を定めたいうで参加するものとし、県との契約の当事者は当該代表者とします。

### 【参加資格の要件】

- (1) 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第 33 条第 1 項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第 41 条第 1 項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。
- (5) 最近 1 年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。  
※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (7) 参加資格確認申請書類の提出の日から委託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成 23 年 10 月 5 日出第 116 号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。

- (8) (7)までの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成8月7日建振第282号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141号）、物品購入等に係る指名停止等措置基準（平成12年3月30日出総第24号）などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (9) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

### 3 企画コンペ手続き等に関する事項

#### (1) 提出及び問合せ先

〒028-8042 岩手県久慈市八日町1番1号  
岩手県北広域振興局経営企画部産業振興室  
電話 0194-53-4981  
FAX 0194-53-1720  
メール [BK0001@pref.iwate.jp](mailto:BK0001@pref.iwate.jp)

#### (2) 企画コンペ説明会について

行いません。

#### (3) 参加届出書類の提出

コンペ参加者は、次の提出期限までに参加届出書類を3の(1)まで持参又は郵送により提出してください。

##### ① 参加資格確認申請書類

共同提案の場合は、代表者以外の構成員についても、それぞれ様式1-2を提出してください。

**【様式1-1】 企画コンペ参加届出書**

**【様式1-2】 会社概要及び過去5年間の主な媒体制作等実績（パンフレット等でも可）**

##### ② 提出期限 平成30年6月19日（火）

- ・ 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に3の(1)に直接提出してください。
- ・ 郵送の場合は、期限までに3の(1)に必着とします。

##### ③ 提出期限までに提出しない者は、企画コンペに参加することができないものとします。

##### ④ 資格確認申請書類に虚偽の記載が判明した場合には、企画コンペ参加資格を取り消すとともに、当該コンペ参加者が行った企画コンペ提案を無効とすることがあります。

#### (4) 実施要領等に関する質問の受付・回答の公表

実施要領等に関する質問がある場合は、次により受け付けます。

##### ① 受付期間 平成30年6月19日（火）午後5時まで

##### ② 受付場所 3の(1)に同じ。

##### ③ 提出方法 **【様式1-3】「実施要領等に関する質問票」**に簡潔に記入の上、原則、電子メールにより提出することとします。

##### ④ 回答方法 受け付けた質問については、質問事項と回答事項をとりまとめて、岩手県公式ホームページに随時掲載するとともに、参加届出書提出者（コンペ参加予定者）全員にお知らせします。

##### ⑤ 回答期日 平成30年6月26日（火）を最終の回答期日とします。

#### (5) 参加資格の喪失及び参加辞退について

提出していただいた書類に虚偽の記載が判明した場合や、委託候補者を選定するまでの間に参加資格の要件を満たさなくなったときは、参加資格を失うものとします。

なお、書類提出後に参加を辞退する場合には速やかにその旨を電子メールで担当課まで通知してください。

#### (6) 企画コンペ提案書等の提出

- ① コンペ参加者は、別添資料2「業務仕様書」で定める書類（以下「企画コンペ提案書等」という。）を、3の(1)まで持参又は郵送により提出してください。

なお、コンペ参加者1者につき1提案とし、提案に係る費用の総額は、1の(4)に定める委託予定額を超えないものとします。

- ② 持参の場合は、次の提出期限までに3の(1)まで提出するものとします。

- ・ 提出期限 **平成30年7月3日（火）**まで
- ・ 受付時間 午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

- ③ 郵送の場合は、封筒表に「企画コンペ提案書等」在中の旨を朱書きして、3の(1)まで提出するものとし、上記提出期限までに必着とします。

- ④ 期限までに提出しない者は、企画コンペに参加できないものとします。

- ⑤ 一度提出したコンペ提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができないものとします。ただし、提案内容に影響を与えない軽微な修正である場合は、参加者から申告を受けたうえでこれを認めることがあります。

#### (7) 企画コンペ提案の無効

(3)の③により参加資格が認められなかった者の企画コンペ提案及び次のいずれかに該当する企画コンペ提案は、無効とします。

- ① 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- ② 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ③ その他企画コンペに関する条件に違反した提案

## 4 受託候補者の選定方法等に関する事項

### (1) 委託候補者の選定方法

別途定める「企画コンペ提案審査要領」に基づき、企画コンペ審査を行います。

なお、企画コンペ提案書等の内容が委託予定額を超えた場合は、企画コンペの審査の対象とならないものとします。

## 5 契約に関する事項

### (1) 契約書作成の要否

要

### (2) 契約保証金

会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断します。

### (3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとします。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがあります。

#### (4) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね 15 日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表します。

## 6 公正な企画コンペ実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければなりません。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはなりません。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

## 7 その他

### (1) 提出書類の取扱い

- ① 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属します。
- ② 提出書類は返却しません。
- ③ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負います。

### (2) 企画コンペ参加に要する経費について

全て参加者が負担するものとします。

### (3) コンペスケジュール（予定）

- |                  |          |
|------------------|----------|
| ① 企画提案募集の公表      | 6月12日（火） |
| ② 企画コンペ参加届出書提出期限 | 6月19日（火） |
| ③ 質問票の提出期限       | 6月19日（火） |
| ④ 質問に対する回答期限     | 6月26日（火） |
| ⑤ 企画コンペ提案書提出期限   | 7月3日（火）  |
| ⑥ 企画コンペ提案書審査     | 7月4日（水）  |
| ⑦ 企画コンペ結果通知      | 7月5日（木）  |
| ⑧ 契約締結（予定）       | 7月上旬以降   |

### (4) その他

- ① 参加資格確認申請書及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがあります。
- ② 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがあります。